

京都総評
定期大会
9月5日(土)
午前10時
フボール
ホール

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第188号
2020年8月3日(月)
発行責任者 稲村
編集責任者 森下
連絡先 075-811-6770

★相談事例①...★
(女性50歳代、土
産物販売、パート)

3月から休業

新型コロナウイルス感染症問題で観光客激減で、3月から休業して、今は時短で働いている。売り上げがないから、休業補償してくれとはいえずら。国会で私たちのような労働者対象に救済する新制度が決まったと聞いたので、厚生労働省に聞いていたら、「何も決まっていませぬ」と言われた。私と同じ窓口のパートのおばちゃんだから何も言えないのだらうと思うと、それ以上言えなかつた。が、どうなのか？家が滋賀県でダブルワークをしているワ、どうなるのか？

アドバイス

新制度は決まったが、詳細・具体的な申し込み方法などはこれから。7月初旬

先般の国会の最終盤で、新型コロナウイルス感染症問題の特例で、労働者が直接賃金補償を請求できる制度を新設することになった。雇用保険加入者以外も対象にして、中

7月の相談活動の特徴(新規)

センター発足以来の相談件数は1万8千457件になりました。(7月末日現在)

項目	件数	当月比率
面談	3	10.9%
電話・メール	32	80.4%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	3	8.7%
合計	38	100%
項目	件数	当月比率
解雇	7	18.4%
退職強要・勸奨	1	2.6%
賃金・残業代未払い	3	7.9%
労働契約違反	2	5.3%
社会・雇用保険	0	0.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	1	2.6%
労働時間・休暇	3	7.9%
パワハラ・セクハラ問題	6	15.8%
倒産・工場移転	1	2.6%
労災・職業病	0	0.0%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	1	2.6%
その他	13	34.2%
不明	0	0%
合計	38	100%

項目	件数	当月比率
男性	19	50.0%
女性	19	50.0%
不明	0	0%
合計	38	100%

組織拡大なし

小企業で解雇をしなければ、一日1500円を上限にして、1000円賃金を助成するという制度ができた(本年4月1日の休業分から)使い勝手が悪く、必要書類も半減したとはいえないお煩雑な窓口が込み合っていた。経営者がいつの間にか労働者に賃金支払いをしなればならぬので、ハードルが高くて、賃金補償されない労働者が多すぎると言うことで、議論となっていた。また、シフトが指定されていない労働者は、6割の賃金支払い義務もないと言った。監督官庁の多

新制度は決まったが、詳細・具体的な申し込み方法などはこれから。7月初旬

中小企業の労働者は休業支援金を利用しよう、非正規も対象

労働者が直接申請でき、8割補償で1日11000円を上限

7月10日から受け付け開始!



の返答であった。

新型コロナウイルスの影響を理由に、会社から休むように求められたのに、休業手当を払ってもらえず、生活に困っている中小企業の労働者が多く出ています。そうした中小企業労働者を支援する新しい給付金制度が7月10日から申請の受付が始まりました。制度のポイントや注意点は次の通りです。

雇用調整助成金の違い(新型コロナウイルス(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)は、事業主が休業手当を支払う場合、その一部(あ

注意点や課題も
一方、注意点や課題もありです。
①休業した時期に設けられている休業支援金は、休業された中小企業の労働者(アルバイトも可能)で、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症が支給されます。休業支援金は、雇用調整助成金と異なり、過去の6ヶ月の内、任意の3ヶ月の合計賃金を9割(月額上限11000円)が、休業した日数や時間に応じて支給されます。

申請後、どのくらいのお金が振り込まれるのか?厚労省は、約2週間を指しています。また、後になって会社から休業手当が支給された場合、受け取った金額を全額返還となります。それが6割であっても、8割分受けた給付金を全額返還しなければなりません。またすでに6割などの休業手当を会社から受け取っている人は、この申請はできません!矛盾に満ちた制度ではありません

労働組合加入・結成で100%休業補償要求が基本ですが

コロナ休業の新保障制度も活用しよう！

不明な点は京都労働相談センターにご一報を！

新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金

労働者が直接申し込めます！

◇**概要** 新型コロナウイルス感染症及びまんえん防止により、休業させられた中小企業の労働者で、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった労働者の申請により、休業支援金を給付する。

◇**対象期間** 2020年4月1日～9月30日
会社の指示で休業した中小企業労働者

◇**支援金額** (休業前の1日の平均賃金×80%) × (各月の日数-就労日数または労働者の事情で休んだ日数) 日額上限は、11,000円

◇**手続き** 申請方法：郵送（オンライン準備中・・・準備期間が長すぎ！）・・・郵送先は「京都中央郵便局止め」となっています。「東京一極集中回避」の実践ですかね（？・・・余談でした。すみません）。本人及び事業主を通じての申請。

◇**必要書類** 申請書・支給要件確認書・本人確認書類・口座確認書類・休業開始前賃金、休業中の賃金証明

※こちらの問い合わせ先コールセンター：☎0120-221-276
月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

雇用調整助成金・・・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例

◇**概要** 事業主が休業手当等を支払う場合、それを助成する制度。

◇**特例措置** 助成率及び上限額の引き上げを行う。支給額上限は、1人1日15,000円。

◇**学生アルバイト** 雇用保険被保険者以外でも助成対象にする。

◇**対象期間** 2020年4月1日～9月30日

◇**支給対象となる事業主** 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、条件を満たすすべての業種の事業主を対象としています。

◇**助成対象となる労働者** 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

◇**助成額と助成率、支給限度日数** (平均賃金額×休業手当等の支払い率) × (1人1日あたり15,000円が上限)

※こちらの問い合わせ先は：各都道府県の労働局：京都労働局☎075-241-3214

安倍9条改憲NO！改憲発議に反対する

全国緊急署名をすすめよう！